

実地指導結果通知書の誤送付について

監査指導課において、実地指導結果通知書を誤送付する事案が発生しました。

今後、このようなことがないように、適切な事務処理を徹底し、再発防止に万全を期してまいります。

1 概要

監査指導課職員が、障害児通所支援事業所A（以下「事業所A」という。）に実地指導に係る結果通知書を送付する際、送付先住所を誤ったもの。

なお、当該文書には、個人情報に含まれていない。

また、事業所Aには、後日、改めて実地指導結果通知書を直接手渡した。

2 端緒

1月13日(金) 事業所Aに対し、実地指導に係る結果通知書を普通郵便により発送。

1月19日(木) 監査指導課職員から事業所Aへ電話。事業所Aから通知が届いていない旨回答あり。

1月26日(木) 事業所Aから、通知が届いていない旨連絡あり。監査指導課職員が改めて送付先住所を確認したところ、移転前の住所であることが判明。

※事業所Aは、昨年3月に同一市町村内に事業所を移転、県にはその旨を届出済であった。

2月6日(月) 事業所Aを訪問し、本件について謝罪するとともに実地指導結果通知書を直接手渡す。

3 発生原因

文書を郵送する際、送付先住所の確認が不十分であった。

4 再発防止策

電子メールの使用が可能な事業所に対しては、極力、電子メールによりパスワード付き文書を送付することとし、郵送により送付する場合には、複数人により、送付先住所の確認を行う。